国指定円山川下流域鳥獣保護区計画書 【変更(区域拡張及び保護指針の変更)】 (環境省案)

平成24年6月1日 環境省

#### 1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称 円山川下流域鳥獣保護区

#### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

兵庫県豊岡市気比字絹巻地先の円山川の指定区間外区間(以下「国管理区間」とい う。)界下流端右岸を起点とし、同所から国管理区間界を南西に進み気比ノ浜の汀線 との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み田結川右岸との交点に至り、同所から 同川右岸を東進し県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み田 結字サゴ谷 1321-1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 1322-1 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を西進し字寺谷1327の地番界との交点 に至り、同所から同地番界を北進し同1328の地番界との交点に至り、同所から同地番 界を東進し同 1329 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同県道との交 点に至り、同所から同県道を東進し字カヤノ 1409 の地番界との交点に至り、同所から 水田地類界を北東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し同1404-1 と同1418との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み水田地類界との 交点に至り、同所から同地類界を西進し字熊ノ畑 1266-2の地番界との交点に至り、 同所から同地番界を西進し同1263の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進 し同1262-1と同1265との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同1242 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、 同所から同地類界を南西に進み字鳥ケ本 1078 の地番界との交点に至り、同所から同地 番界を西進し同 1079 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1073 の 地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み農道との交点に至り、同所か ら同所と字辻堂前 546 の地番界とを最短距離で結ぶ直線を南西に進み同地番界との交 点に至り、同所から同地番界を南東に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地 類界を西進し字久西 452-1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 440-1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み同 449 の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を南進し同 448 の地番界との交点に至り、同所から同 地番界を南進し同447の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同446の 地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同445の地番界との交点に至り、 同所から同地番界を南進し同444の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進 し同445の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同446の地番界との交 点に至り、同所から同地番界を北進し同 447 の地番界との交点に至り、同所から同地 番界を北進し同 448 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 449 の地

番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 450 の地番界との交点に至り、同 所から同地番界を北進し同451の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に 進み同 452-1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み字仲田 466 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同463の地番界との交点に至り、 同所から同地番界を北進し同462の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進 し同 471 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 459-1 の地番界と の交点に至り、同所から同地番界を北進し田結川左岸との交点に至り、同所から同川 左岸を西進し田結橋との交点に至り、同所から私道を南進し県道久美浜気比線との交 点に至り、同所から同県道を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を 南進し気比字崩シ 239-5の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を南東に進 み市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を南進し字溝谷 285 の地番界との 交点に至り、同所から水田地類界を南東に進み字宮代 783 の地番界との交点に至り、 同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南東 に進み同 769 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し水田管理道路との 交点に至り、同所から同道路を南進し水田地類界との交点に至り、同所から同地類界 を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字伏津841の地番界 との交点に至り、同所から水田地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同 川右岸を南進し字寒浪891の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を東進し同 川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み農道との交点に至り、同所か ら同農道を北東に進み県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進 み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し市道畑上向住線との交点に至 り、同所から同市道を西進し市道金鋼寺畑上線との交点に至り、同所から同市道を北 進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み畑上字ミサビ谷39 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南進し同 41 の地番界との交点に至 り、同所から同地番界を北進し同37の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北 進し同県道との交点に至り、同所から同所と字三百保116の南西端とを結ぶ直線を進 み同番地の南西端に至り、同所から水田地類界を北進し県道香美久美浜線との交点に 至り、同所から同県道を南東に進み県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県 道を北進し市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を東進し気比川左岸との 交点に至り、同所から同川左岸を北進し県道久美浜気比線との交点に至り、同所から 同県道を北西に進み市道気比浜5号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み 県臨港道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み気比字絹巻 4001-168 の地 番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み国管理区間界との交点に至り、 同所から国管理区間界を南進し円山川右岸の距離標 2.4 km点に至り、同所から楽々浦

湾の汀線を東進し国管理区間界との交点に至り、同所から同区間界を南進し県道豊岡 竹野線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道深原線との交点に至り、同所か ら同市道を南西に進み豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の境界線との交点に至り、同所 から同境界線を南進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し城崎町 戸島字中島 2033-1の地番界との交点に至り、同所から同所と円山川右岸の距離標 4.2 km点を結ぶ直線を西進し同点に至り、同所から国管理区間界を南進し同区間界と 国道312号との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南東に進み同道路 境界線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み六方川の兵庫県指定区間界の左 岸区間界との交点に至り、同所から同川区間界を南東に進み中谷字榎 44 の南東端と最 短距離で結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 43-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 43-1 の地番界との交点に至 り、同所から同地番界を西進し同42の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西 進し同42の北西端と同46の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所か ら同所と字六反田40の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地 番界を西進し同39の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同38の地番 界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同37の地番界との交点に至り、同所か ら同地番界を西進し同 37 の南西端と字場の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端 に至り、同所から同地番界を西進し同2の地番界との交点に至り、同所から同地番界 を西進し同3の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同4の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を西進し同5の地番界との交点に至り、同所から同地 番界を西進し同6の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同6の南西端 と河谷字ハシノ 401-2 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同 581-1 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同地番界を南進し 同 581-1 の南東端と同 595-4 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所 から同地番界を南進し同595-5の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し 同 595-6 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 595-7 の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を南進し同 595-8 の地番界との交点に至り、同所から 同地番界を南進し同596の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同596-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 596-2 の地番界との交点に至 り、同所から同地番界を西進し同 596-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界 を西進し同596-4の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し大篠岡字竹ヶ 花 958-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 959-3 の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を西進し同 960-3 の地番界との交点に至り、同所から 同地番界を西進し同 961-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同

961-3 の北西端と河谷字ハシノ 591-1 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至 り、同所から同所と同 411 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所か ら同地番界を西進し同 409 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 408-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 408-1 の地番界との交 点に至り、同所から同地番界を西進し同408-1の北西端と同406-2の南西端を結ぶ直 線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同406-2の北西端と同393 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 393 の北西端と字セリノ373の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から 同地番界を北進し同 373 の北西端と同 355 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端 に至り、同所から同所と字ロ戸390の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、 同所から同地番界を西進し同389の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進 し同388の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同387-2の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を西進し同 387-1 の地番界との交点に至り、同所から 同地番界を西進し同386の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同386 の北西端と同384の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番 界を北進し同384の北西端と同376の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、 同所から同地番界を北進し同378の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進 し同379の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同380-1の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を東進し同380-2の地番界との交点に至り、同所から 同地番界を東進し同 380-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 381-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 381-2 の地番界との交 点に至り、同所から同地番界を東進し同382の地番界との交点に至り、同所から同地 番界を東進し同 382 の北東端と字セリノ 338 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西 端に至り、同所から同所と同 335-2 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、 同所から同地番界を北進し同 355-2 の北西端と同 323-1 の南西端を結ぶ直線を進み同 番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 323-1 の北西端と同 321 の南端を 最短距離で結ぶ直線を進み同番地の南端に至り、同所から同地番界を西進し同321の 北西端と百合地字セリノ 372 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所 から同地番界を北東に進み同372の北端から同373の西端を最短距離で結ぶ直線を進 み同番地の西端に至り、同所から同地番界を北進し同 373 の北西端から同 356 の南西 端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と立野字下宮道 1201 の南西 端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を西進し同1202の地番 界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1203 の地番界との交点に至り、同所 から同地番界を西進し同 1204 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同

1205の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1205の北西端と同1199-3 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と字上宮道 1208 の南 東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同1208の南 西端と同1212の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を 西進し同 1211 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同 1211 の北 西端と字六反田 1175-2 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同 所と国管理区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界との交点に至り、同所から同 区間界を南西に進み出石町伊豆字ウグイ 1298-2 の南西端を最短距離で結ぶ直線を進 み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を東進し同 1298-1 の地番界との交点に至 り、同所から同地番界を北西に進み同 1298-1 の北東端と字大保恵 977-2 の西端を最短 距離で結ぶ直線を進み同番地の西端に至り、同所から同地番界を北進し同 970-2 の地 番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 970-2 の北西端と同 1093-1 の南西 端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 1093-1 の北 西端と倉見字地蔵田803の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から 同地番界を北進し同803の北西端と同809の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端 に至り、同所から同地番界を北進し同809の北西端と同815の南端を最短距離で結ぶ 直線を進み同番地の南端に至り、同所から同地番界を西進し同816の地番界との交点 に至り、同所から同地番界を西進し同815の地番界との交点に至り、同所から同地番 界を東進し同814の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同813-2の地 番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 813-1 の地番界との交点に至り、 同所から同地番界を東進し同812の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進 し同 811 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 811 の北東端と字ウ グイ 794 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進 し同793の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同792の地番界との交 点に至り、同所から同地番界を東進し同 791 の地番界との交点に至り、同所から同地 番界を東進し同 791 の北東端と字中連下 770 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西 端に至り、同所から同地番界を東進し同770の地番界との交点に至り、同所から同地 番界を東進し同 769 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 768 の地 番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同767の地番界との交点に至り、同 所から同地番界を東進し同766の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し 同765の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同764の地番界との交点 に至り、同所から同地番界を東進し同763の地番界との交点に至り、同所から同地番 界を東進し同762の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同762の南東 端から同 757 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同所と字貝

田 736-2 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進 し同 736-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 735 の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を東進し同 734 の地番界との交点に至り、同所から同 地番界を東進し同 734 の北東端と字越田 696 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西 端に至り、同所から同地番界を東進し同695の地番界との交点に至り、同所から同地 番界を東進し同694の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同693の地 番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同692の地番界との交点に至り、同 所から同地番界を東進し同 691 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し 同690の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同690の北東端と字下池 本 671-2 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進 し同 671-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 670 の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を東進し同 669 の地番界との交点に至り、同所から同 地番界を東進し同668の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同668の 北東端と字中田651の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地 番界を東進し同650の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同649の地 番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同649の北東端と六方川の兵庫県指 定区間界の左岸区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界との交点に至り、同所か ら同川左岸を南西に進み同川左岸と出石町安良字大町 470 の北東端を最短距離で結ぶ 直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同地番界を東進し同470の北西端と出石 町伊豆字城縄手 360-2 の東端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の東端に至り、同所 から同地番界を南進し同360-1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し 同 360-1 の南西端と字米田 658-1 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、 同所から同地番界を西進し同658-2の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西 進し同659の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同659の南西端と字 万燈縄手794の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を 西進し同 795 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 796 の地番界と の交点に至り、同所から同地番界を西進し同 796 の南端と字三ノ神子 896 の南東端を 結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 897 の地番界と の交点に至り、同所から同地番界を西進し同897の南西端と字新田904の南東端を結 ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同901の地番界との 交点に至り、同所から同地番界を西進し同900の地番界との交点に至り、同所から同 地番界を東進し同900の南西端と国管理区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界 との交点に至り、同所から同区間界を南東に進み県道香住大谷線との交点に至り同所 から同県道を南西に進み国管理区間界との交点に至り、同所から同区間界を北西に進

みほくたん広域農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み国管理区間界との交点に至り、同所から同区間界を北東に進み一日市字戸尻 1645-1 の北東端に至り、同所から同所と円山川左岸の距離標 9.0 km点を結ぶ直線を北進し同点に至り、同所から国管理区間界を北進し桃島川の兵庫県指定区間界との交点に至り、同所から同区間界を南進し桃島池の湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を周回し同区間界との交点に至り、同所から同区間界を北東に進み国管理区間界との交点に至り、同所から国管理区間界を北進し起点に至る線に囲まれた区域(国管理区間内の堤防及び兵庫県豊岡市城崎町今津字中之島を除く。ただし、国管理区間界と特別保護地区が隣接する部分については例外とする)。

## (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成24年6月1日から平成43年10月31日まで

#### 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

#### (2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部及び周辺の水田を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A類のコウノトリが集団で繁殖していたが、1971 年には野外から姿を消し、1986年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、1965年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、2005年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、2017年3月現在、88羽のコウノトリが野外で生息している。当該区域では、2008年から2016年までに29羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、コウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息しており、コウノトリの生息に適した環境となっている。その中でも、水田及びその周辺(田結地区、気比・畑上地区、立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区及び倉見・伊豆・安良地区)並びに湿地(戸島地区及び加陽地区)は、営巣期及び巣立ち期の親鳥並びに幼鳥が採餌に利用しており、コウノトリの繁殖に特に重要な区域である。なお、当該区域内の戸島地区、百合地地区及び伊豆地区には人工巣塔がそれ

ぞれ1基ずつあり、安定的に繁殖が確認されている。

このほかに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧のオオタカ、ミサゴ等の鳥類を始めとして 45 科 172 種の鳥類が確認されている。

このように、当該区域はコウノトリを始めとする鳥類にとって良好な生息環境を有しており、保護を図るべきと認められることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第88 号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するコウノトリを始めとする鳥類の保護を図るものである。

#### (3) 管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息及び繁殖環境が保たれるよう、適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札及び標柱の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥類を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響 を防止するため、関係行政機関等と協力して地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 3 国指定鳥獣保護区の面積内訳 別表1のとおり。
- 4 当該区域における鳥獣の生息状況
  - (1) 当該区域の概要
    - ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、兵庫県北部の豊岡市を貫流する円山川の下流域に位置する区域である。

#### イ 地形、地質等

当該区域は、円山川下流域を中心に主に山地で囲まれており、円山川及びその支川に沿うように谷底平野が分布し、平たん部は水田又は市街地となっている。

谷底平野の地質は、れき、砂、シルト及び泥で、円山川右岸側は、れき岩、砂岩、泥岩及び石英安山岩質火砕岩類であり、円山川左岸側では、北側に流紋岩及び同質火砕岩類が、南側の比較的標高の高い場所にれき岩、砂岩及び石英安山岩

質火砕岩類が、南側の比較的標高の低い場所には、玄武岩及び玄武岩質安山岩が 分布している。

#### ウ 植物相の概要

当該区域では、円山川沿いの低地部又は谷部で水田雑草群落、ヨシやオギ等の 群落が見られ、山地部には主にスギ、ヒノキ、サワラの人工林、ユキグニミツバ ツツジーアカマツ群集、ユキグニミツバツツジーコナラ群集が広がっている。ま た、沿岸部を中心として、シイ、カシ等からなる二次林が分布している。さらに、 円山川の場外ではヨシの群落が見られる。

#### エ 動物相の概要

鳥類では、カイツブリ、マガン、コチドリ、アオゲラ、ジョウビタキ等、45 科 172 種の鳥類が確認されており、採餌、休息及び繁殖の場として当該区域が利用 されている。

哺乳類では、ジネズミ、コウベモグラ、ノウサギ等、11 科 16 種の生息が確認されている。

両生類は3科6種、爬虫類は5科10種が確認されており、両生類ではニホンアマガエルやヌマガエル、爬虫類ではニホントカゲやシマヘビが多く生息している。

魚類は19科62種が生息しており、環境省レッドリスト2015における絶滅危惧 IB類のゲンゴロウブナ、準絶滅危惧種のシマヒレヨシノボリ、ジュズカケハゼ が一般的に見られる種として確認されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

#### ア島類

別表2のとおり。

#### イ 獣類

別表3のとおり。

#### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において、ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害が生じている。特にニホンジカについては、捕獲や防鹿柵の設置等の対策により 2015 年には農林業被害面積は前年度より減少したが、経年的に見れば被害は増加傾向にある。

最近における有害鳥獣捕獲実施状況 (件数:件、頭数:頭、羽)

白半夕	平成 25 年度		平成 2	6年度	平成 27 年度		
鳥獣名	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数	
カワウ	0	_	0	_	1	16	
カラス科	2	47	2	27	2	33	
イノシシ	2	1, 155	2	1, 383	2	1,809	
ニホンジカ	2	3, 483	2	4, 041	2	4, 815	
ヌートリア	2	25	2	65	2	35	

<sup>※</sup>捕獲頭数は豊岡市全域で捕獲した頭数を示す。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関 する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失 を補償する。

- 6 施設整備に関する事項
- (1) 鳥獣保護区用制札及び標柱 10本
- (2) 案内板 4 基

### 7 変更(区域拡張)の理由

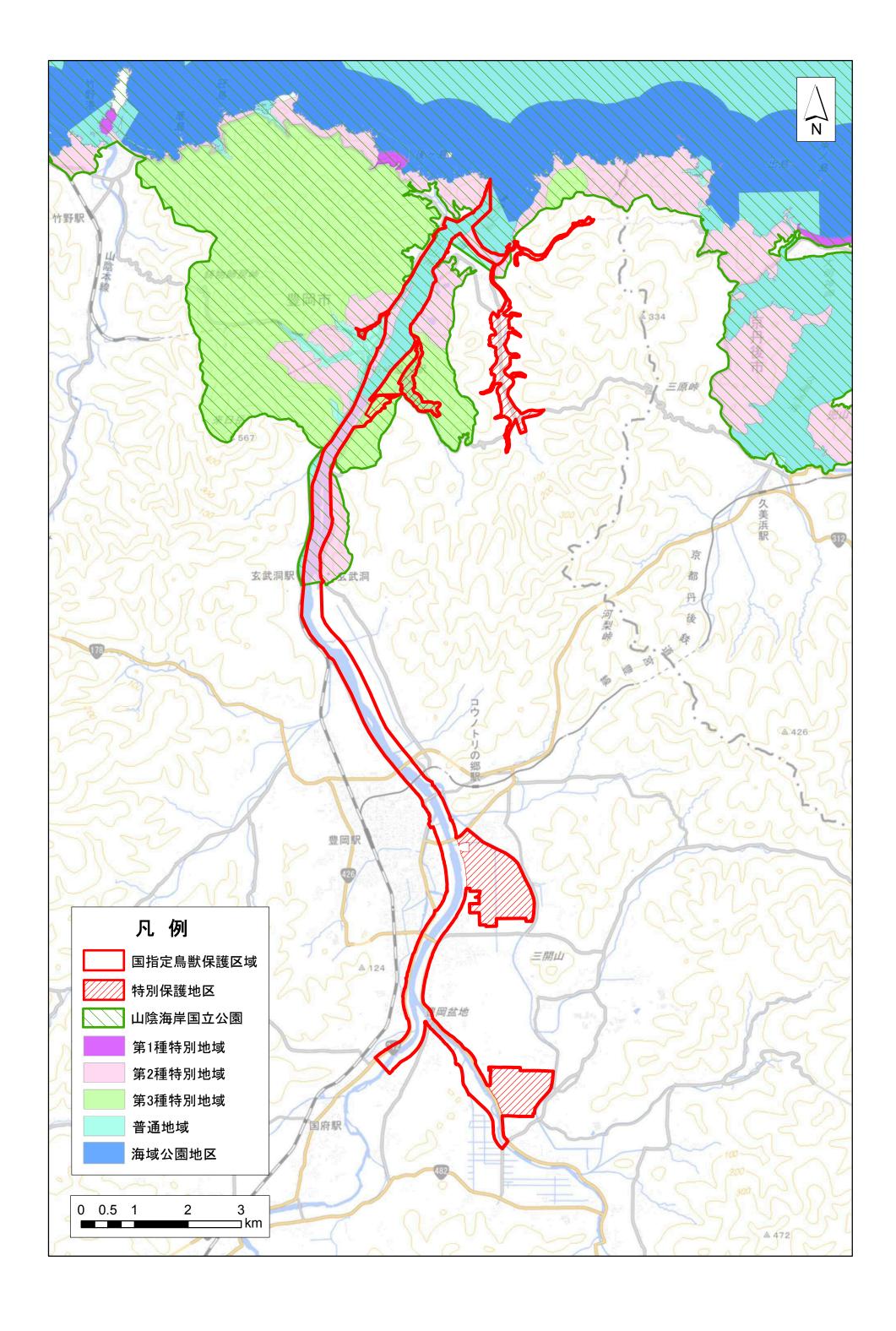
コウノトリの野外生息数の増加を受け、当初指定時より安定的にコウノトリの採餌、 休息及び繁殖の場として利用されている円山川下流域並びに周辺水田を当該区域に生息 する鳥獣と一体的に保護及び管理する必要があるため。

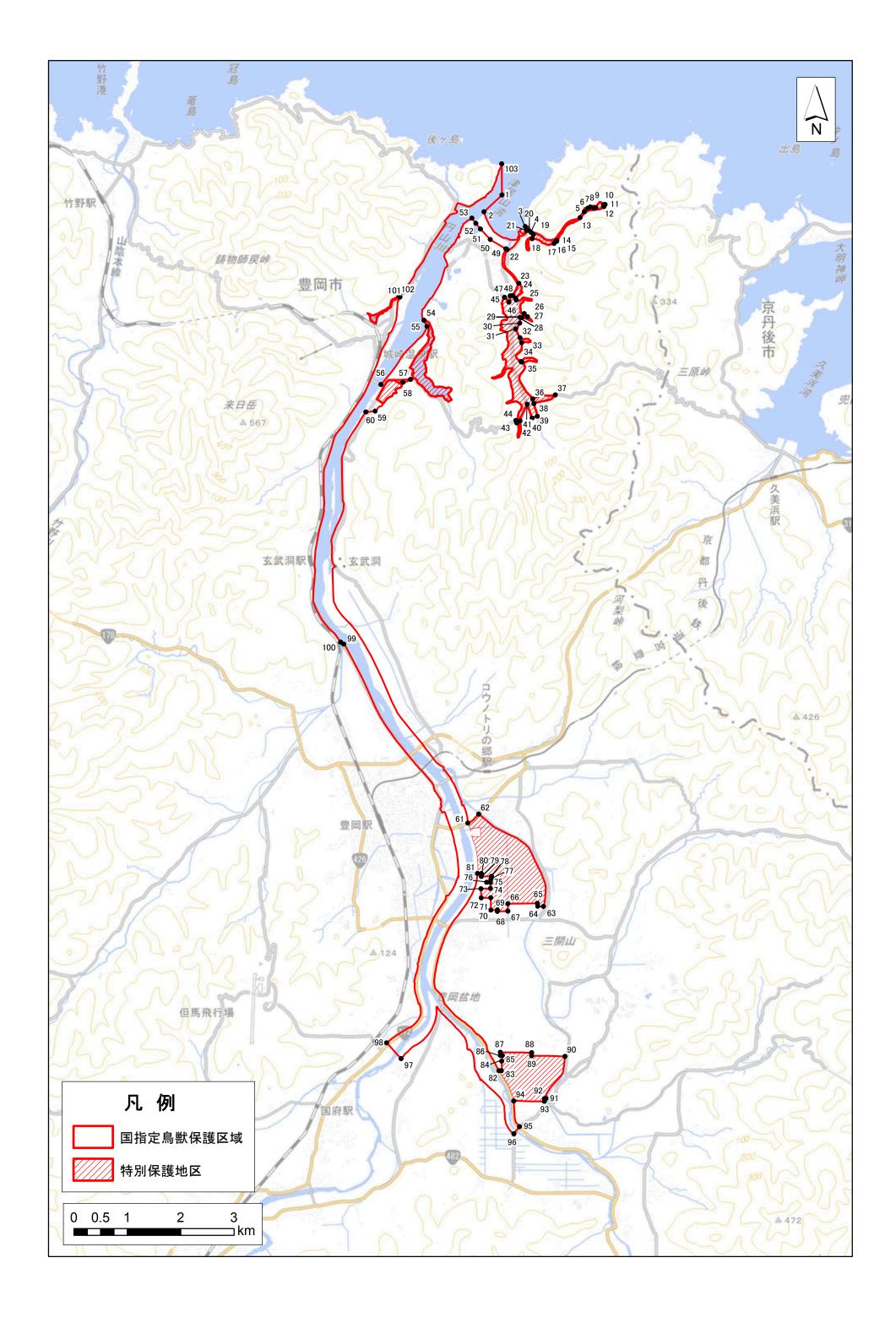
#### 8 参考事項

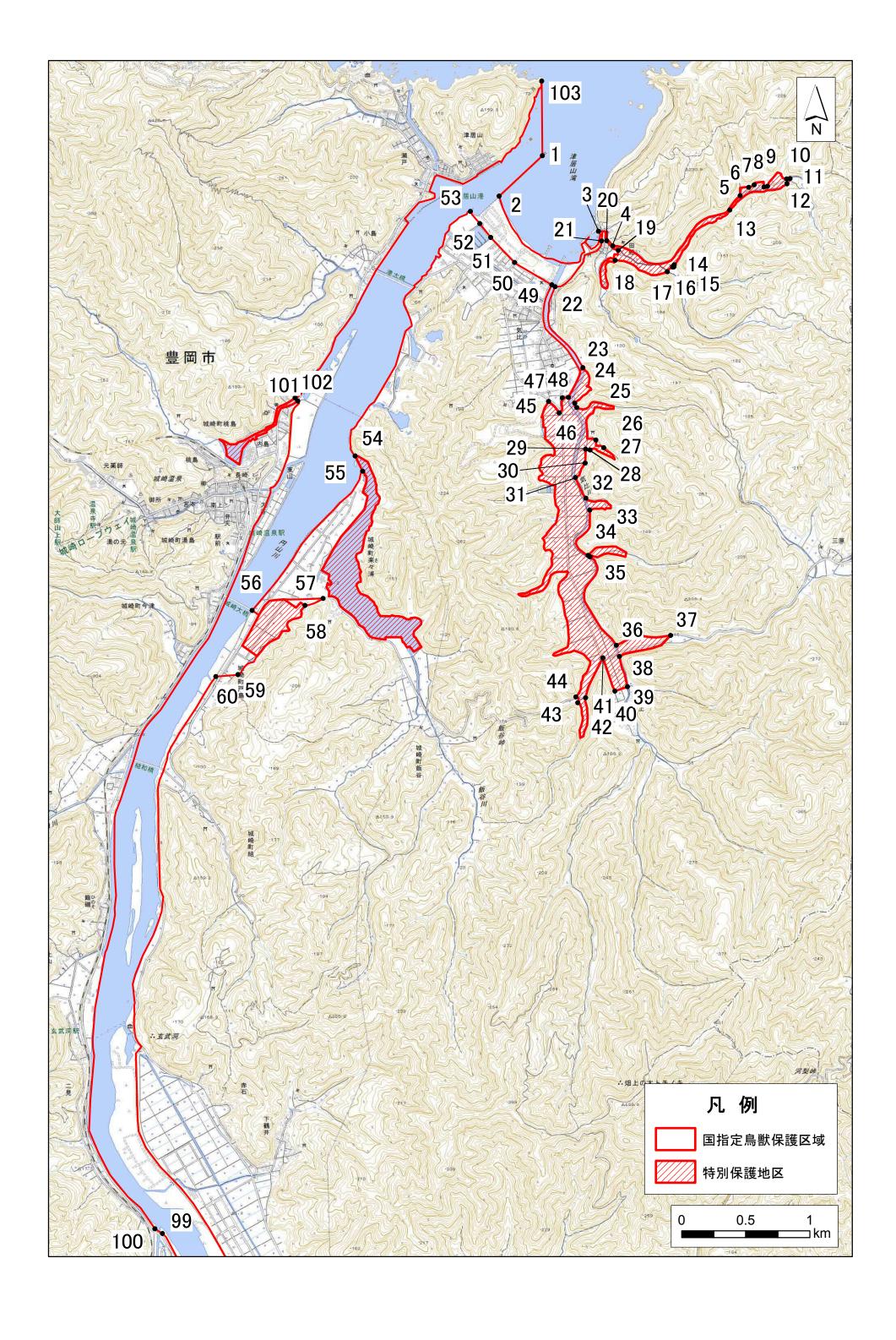
#### (1) 当初指定

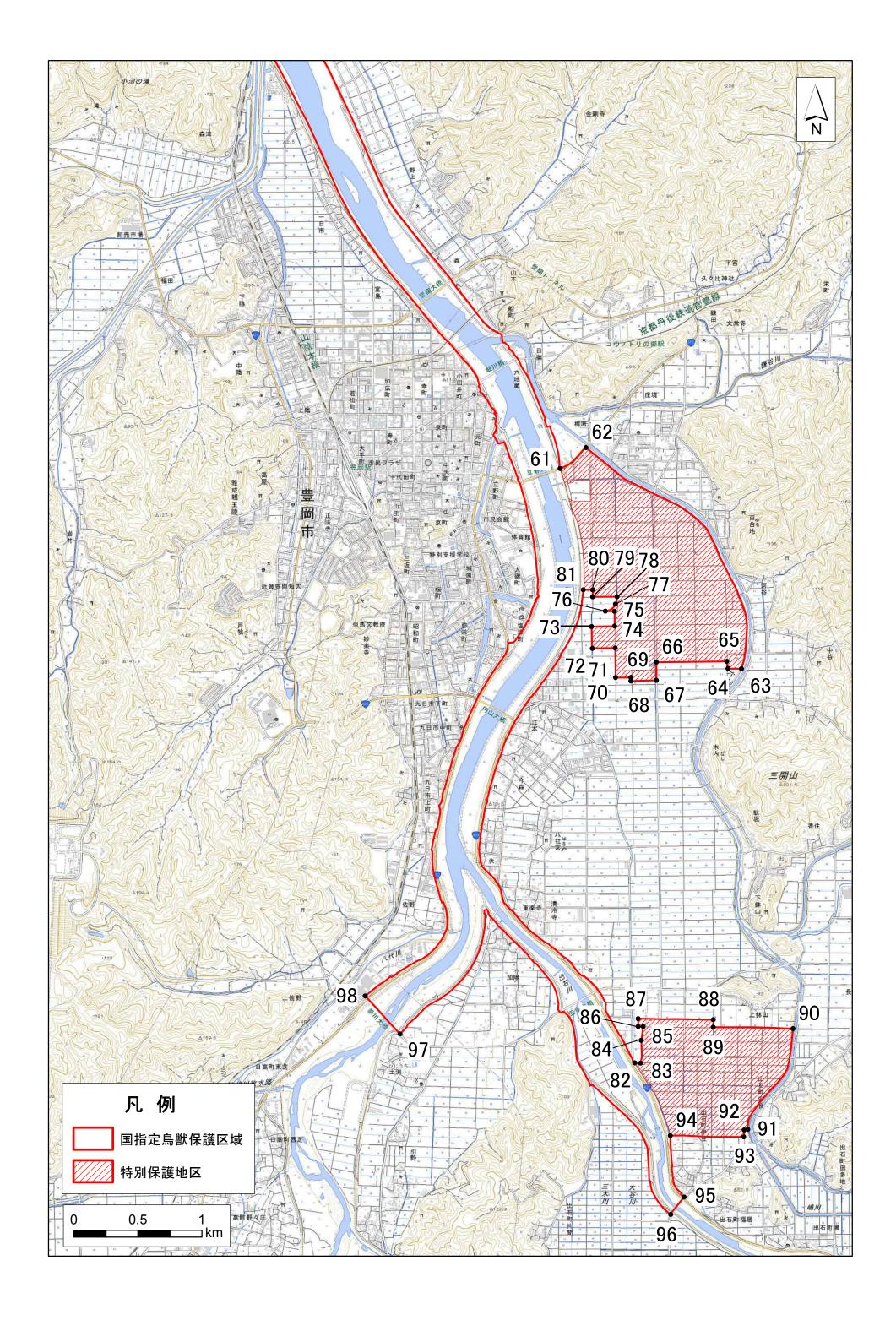
平成24年6月1日(平成24年5月30日環境省告示第90号)











# 円山川下流域鳥獣保護区 区域境界線

番号	境界線の説明
1-2	円山川の国管理区間界(下流端右岸)から気比ノ浜の汀線との交点に至る区間界
2-3	気比ノ浜の汀線から田結川右岸に至る汀線界
3-4	田結川右岸から県道久美浜気比線に至る河川敷界
4-5	県道久美浜気比線から田結字サゴ谷 1321-1 の南端に至る道路(県道久美浜気比線)敷界
5-6	田結字サゴ谷 1321-1 の南端から同 1322-1 の北端に至る地番界
6-7	田結字サゴ谷 1322-1 の北端から同字寺谷 1327 の南西端に至る水田地類界
7-8	田結字寺谷 1327 の南西端から県道久美浜気比線に至る地番界
8-9	県道久美浜気比線から田結字カヤノ 1409 南西端に至る地番界
9-10	田結字カヤノ 1409 の南西端から県道久美浜気比線に至る水田地類界
10-11	県道久美浜気比線から田結字カヤノ 1404-1 と同 1418 との境界線に至る道路(県道久美浜気比線)敷界
11-12	田結字カヤノ 1404-1 と同 1418 との境界線から水田地類界に至る地番界
12-13	水田地類界から田結字熊ノ畑 1266-2 の北東端に至る水田地類界
13-14	田結字熊ノ畑 1266-2 の北東端から水田地類界に至る地番界
14-15	水田地類界から田結字鳥ヶ本 1078 の北端に至る水田地類界
15-16	田結字鳥ヶ本 1078 の北端から農道に至る地番界
16-17	農道から水田地類界に至る地番界
17-18	水田地類界から田結字久西 452-1 の北東端に至る水田地類界
18-19	田結字久西 452-1 の北東端から田結川左岸に至る地番界
19-20	田結川左岸から田結橋南詰に至る河川敷界
20-21	田結橋南詰から県道久美浜気比線に至る道路(私道)敷界
21-22	県道久美浜気比線から気比川右岸に至る道路(県道久美浜気比線)敷界
22-23	気比川右岸から気比字崩シ 239-5 北端に至る河川敷界
23-24	気比字崩シ 239-5 北端から市道気比三原線に至る山林地類界
24-25	市道気比三原線から気比字溝谷 285 の北端に至る道路(市道)敷界
25-26	気比字溝谷 285 の北端から同字宮代 783 の北端に至る水田地類界
26-27	気比字宮代 783 の北端から水田地類界に至る地番界

27-28	水田地類界から気比字宮代 769 の北東端に至る水田地類界
28-29	気比字宮代 769 の北東端から水田管理道路に至る地番界
29-30	水田管理道路から水田地類界に至る道路(水田管理道路)敷界
30-31	水田地類界から気比川右岸に至る水田地類界
31-32	気比川右岸から気比字伏津 841 の北西端に至る河川敷界
32-33	気比字伏津841の北西端から気比川右岸に至る水田地類界
33-34	気比川右岸から気比字寒浪 891 の西端に至る河川敷界
34-35	気比字寒浪 891 の西端から気比川右岸に至る山林地類界
35-36	気比川右岸から農道に至る河川敷界
36-37	農道から県道香美久美浜線との交点に至る道路(農道)敷界
37-38	県道香美久美浜線から気比川右岸に至る道路(県道香美久美浜線)敷界
38-39	気比川右岸から市道畑上向住線に至る河川敷界
39-40	市道畑上向住線から市道金鋼寺畑上線に至る道路(市道畑上向住線)敷界
40-41	市道金鋼寺畑上線から県道豊岡竹野線に至る道路(市道金鋼寺畑上線)敷界
41-42	県道豊岡竹野線から畑上字ミサビ谷 39 の北西端に至る道路(県道豊岡竹野線)敷界
42-43	畑上字ミサビ谷 39 の北西端から同 41 の南西端に至る水田地類界
43-44	畑上字ミサビ谷41の南西端から県道豊岡竹野線に至る地番界
44-45	県道豊岡竹野線から県道香美久美浜線に至る水田地類界
45-46	県道香美久美浜線から県道久美浜気比線に至る道路(県道香美久美浜線)敷界
46-47	県道久美浜気比線から市道気比三原線に至る道路(県道久美浜気比線)敷界
47-48	市道気比三原線から気比川左岸に至る道路(市道気比三原線)敷界
48-49	気比川左岸から県道久美浜気比線に至る河川敷界
49-50	県道久美浜気比線から市道気比浜線に至る道路(県道久美浜気比線)敷界
50-51	市道気比浜線から県臨港道路に至る道路(市道気比浜線)敷界
51-52	県臨港道路から気比字絹巻 4001-168 に至る道路(県臨港道路)敷界
52-53	気比字絹巻 4001-168 から円山川の国管理区間界に至る地番界
53-54	円山川の国管理区間界から円山川右岸の距離標 2.4km 地点に至る区間界
54-55	円山川右岸の距離標 2.4km 地点から円山川の国管理区間界に至る楽々浦湾の汀線界

55-56	円山川の国管理区間界から県道豊岡竹野線に至る区間界
56-57	県道豊岡竹野線から市道深原線に至る道路(県道豊岡竹野線)敷界
57-58	市道深原線から豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の境界線に至る道路(市道深原線)敷界
58-59	豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の境界線から水田管理道路に至る豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の境界線界
59-60	水田管理道から円山川右岸距離標 4.2km 地点に至る道路(水田管理道)敷界
60-61	円山川右岸距離標 4.2km 地点から国道 312 号に至る区間界
61-62	国道 312 号から六方川の兵庫県指定区間界(左岸)に至る道路(国道 312 号)敷(除)界
62-63	六方川の兵庫県指定区間界(左岸)
63-64	六方川の兵庫県指定区間界(左岸)から中谷字榎木 42 の南西端に至る地番界
64-65	中谷字榎木 42 の南西端から同 42 の北西端に至る地番界
65-66	中谷字榎木 42 の北西端から河谷字ハシノ 401-2 の南東端に至る地番界
66-67	河谷字ハシノ 401-2 の南東端から同 596 の南東端に至る地番界
67-68	河谷字ハシノ 596 の南東端から大篠岡字竹ヶ花 961-3 の南西端に至る地番界
68-69	大篠岡字竹ヶ花 961-3 の南西端から同 961-3 の北西端に至る地番界
69-70	大篠岡字竹ヶ花 961-3 の北西端から同 408-1 の南西端に至る地番界
70-71	河谷字ハシノ 408-1 の南西端から河谷字セリノ 355 の南西端に至る地番界
71-72	河谷セリノ 355 の南西端から河谷字口戸 386 の南西端に至る地番界
72-73	河谷字ロ戸 386 の南西端から同 376 の北西端に至る地番界
73-74	河谷字口戸 376 の北西端から河谷字セリノ 338 の北西端に至る地番界
74-75	河谷字セリノ 338 の北西端から同 321 の南端に至る地番界
75-76	河谷字セリノ 321 の南端から同 321 の南西端に至る地番界
76-77	河谷字セリノ 321 の南西端から百合寺字セリノ 372 の北端に至る地番界
77-78	百合地字セリノ 372 の北端から百合地字セリノ 356 の南西端に至る地番界
78-79	百合地字セリノ 356 の南西端から立野字下宮道 1205 の南西端に至る地番界
79-80	立野字下宮道 1205 の南西端から同 1199-3 の南西端に至る地番界
80-81	立野字下宮道 1199-3 の南西端から円山川の国管理区間界に至る地番界
81-82	円山川の国管理区間界から出石町伊豆字ウグイ 1298-2 の南西端に至る区間界
82-83	出石町伊豆字ウグイ 1298-2 の南西端から同 1298-1 の南東端に至る地番界

83-84	出石町伊豆字ウグイ 1298-1 の南東端から出石町伊豆字大保恵 1093-1 の北西端に至る地番界
84-85	出石町伊豆字大保恵 1093-1 の北西端から倉見字地蔵田 815 の南端に至る地番界
85-86	倉見字地蔵田 815 の南端から同 816 の南西端に至る地番界
86-87	倉見字地蔵田 816 の南西端から同 816 の北西端に至る地番界
87-88	倉見字地蔵田 816 の北西端から倉見字中連下 762 の北東端に至る地番界
88-89	大字倉見 762 の北東端から倉見字貝田 736-2 の北西端に至る地番界
89-90	倉見字貝田 736-2 の北西端から六方川の兵庫県指定区間界(左岸)に至る地番界
90-91	六方川の兵庫県指定区間界(左岸)
91-92	六方川の兵庫県指定区間界(左岸)から出石町伊豆字城縄手360-2の北東端に至る地番界
92-93	出石町伊豆字城縄手 360-2 の北東端から同 360-2 の南東端に至る地番界
93-94	出石町伊豆字城縄手 360-2 の南東端から円山川の国管理区間界に至る地番界
94-95	円山川の国管理区間界から県道香住大谷線に至る区間界
95-96	県道香住大谷線界から円山川の国管理区間界に至る道路(県道香住大谷線)敷界
96-97	円山川の国管理区間界から農道に至る区間界
97-98	農道から円山川の国管理区間界に至る道路(農道)敷界
98-99	円山川の国管理区間界から一日市戸尻 1645-1 の北東端に至る区間界
99-100	一日市戸尻 1645-1 の北東端から円山川左岸の距離標 9.0km 地点に至る直線
100-101	円山川左岸の距離標 9.0km 地点から桃島川の兵庫県指定区間界(右岸)に至る区間界
101-102	桃島川の兵庫県指定区間界から円山川の国管理区間界に至る湖岸線界
102-103	円山川の国管理区間界
103-1	円山川の国管理区間界(下流域左岸)から円山川の国管理区間界(下流端右岸)に至る区間界

#### 別表1 円山川下流域鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	/// /E/// /III		鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
		既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	
紿	診面積	550 ha	534 ha	1,084 ha	125 ha	236 ha	361 ha	ha	ha	ha	
	<del></del> 林 野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	典耕地	78 ha	252 ha	330 ha	73 ha	230 ha	303 ha	ha	ha	ha	
	<del>一</del> 水 面	316 ha	240 ha	556 ha	31 ha	ha	31 ha	ha	ha	ha	
	その他	156 ha	42 ha	198 ha	21 ha	6 ha	27 ha	ha	ha	ha	

#### ◆所有別面積内訳

▼7月1日が1回り戻りませ	鳥獣保護区		特	特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積
国有地	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一 制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
┗ 普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 国有林以外の国有地	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	6 ha	14 ha	20 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
—都道府県有地	1 ha	ha	1 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
─制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
┗ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	1 ha	ha	1 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
市町村有地等	6 ha	14 ha	19 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
┗ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
┗ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
─ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- その他	6 ha	14 ha	19 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
私有地等	227 ha	280 ha	507 ha	89 ha	222 ha	311 ha	ha	ha	ha
— 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
▶ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
┗ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
┗ その他	227 ha	280 ha	507 ha	89 ha	222 ha	311 ha	ha	ha	ha
公有水面	316 ha	240 ha	556 ha	31 ha	ha	31 ha	ha	ha	ha
計	550 ha	534 ha	1,084 ha	125 ha	236 ha	361 ha	ha	ha	ha

#### ◆他法会による規制区域

▼他伝でによる規制区域									
		鳥獣保護	<u>X</u>	特	別保護地区		特	別保護指定	定区域
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
<del></del> 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	333 ha	ha	333 ha	42 ha	ha	42 ha	ha	ha	ha
<ul><li>特別保護地区</li></ul>	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 特別地域	180 ha	ha	180 ha	39 ha	ha	39 ha	ha	ha	ha
— 普通地域	153 ha	ha	153 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

- 1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
  2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
  3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
  4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。

- 5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

	 科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ目	キジ科	○ キジ	,— <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	留鳥
カモ目	カモ科	○ <u>マガン</u>	国天、NT	冬鳥
		○ コハクチョウ		冬鳥
		オオハクチョウ		冬鳥
		<u>ツクシガモ</u>	EN	冬鳥
		○ <u>オシドリ</u>	DD	留鳥
		○ オカヨシガモ		冬鳥
		○ ヨシガモ		冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		○マガモ		冬鳥
		○ カルガモ		留鳥
		○ ハシビロガモ ○ ユーザガエ		冬鳥
		○ オナガガモ シマアジ		冬鳥
		トモエガモ		旅鳥 冬鳥
		○ コガモ		令
		<ul><li>○ コルセ</li><li>○ ホシハジロ</li></ul>		令 冬鳥
		<ul><li>○ ホンハンロ</li><li>○ キンクロハジロ</li></ul>		令
		<ul><li>○ インノロハンロ</li><li>○ スズガモ</li></ul>		冬鳥
		ホオジロガモ		冬鳥
		ミコアイサ		冬鳥
		○ カワアイサ		冬鳥
		ウミアイサ		冬鳥
カイツブリ目	カイツブリ科	○ カイツブリ		留鳥
/· · · · / / [	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	〇 カンムリカイツブリ		冬鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト目	ハト科	○ ドバト		留鳥
		○ キジバト		留鳥
		アオバト		留鳥
コウノトリ目	コウノトリ科	○ <u>コウノトリ</u>	特天、CR、国内希少	留鳥
カツオドリ目	ウ科	ヒメウ		冬鳥
		○ カワウ		留鳥
		ウミウ		留鳥
ペリカン目	サギ科	<u>サンカノゴイ</u>	EN	冬鳥
		<u>ヨシゴイ</u>	NT	夏鳥
		ゴイサギ		留鳥
		ササゴイ		夏鳥
		アカガシラサギ		旅鳥
		○ アマサギ		夏鳥
		○ アオサギ		留鳥
		○ ダイサギ		留鳥
		<ul><li>○ チュウサギ</li></ul>	NT	夏鳥
		○ コサギ		留鳥
	1 + 41	クロサギ	DD	留鳥
いが日	トキ科	ヘラサギ	DD	冬鳥
ツル目	トキ科 クイナ科	<u>ヘラサギ</u> シマクイナ	DD EN	
ツル目		<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ		
ツル目		<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ	EN	<u>冬</u> 鳥 冬鳥 冬鳥 迷鳥
ツル目		<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ ヒクイナ		冬冬冬迷夏鳥鳥鳥鳥鳥
ツル目		<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ	EN	冬冬冬迷夏迷鳥鳥鳥鳥鳥鳥
ツル目		<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バン	EN	冬冬冬迷夏迷鳥鳥鳥鳥鳥鳥
	クイナ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バン ○ オオバン	EN	冬冬冬迷夏迷夏冬夏鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
ツル目カッコウ目		<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バン ○ オオバン ホトトギス	EN	冬冬冬迷夏迷夏冬夏鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
カッコウ目	クイナ科カッコウ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バン ○ オオバン ホトトギス	EN VU	冬冬冬迷夏迷夏冬夏鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
	カッコウ科 ヨタカ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バン ○ オオバン	EN	冬冬冬迷夏迷夏冬夏夏夏
カッコウ目ョタカ目	クイナ科カッコウ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バン ○ オオバン ホトトギス ツツドリ ヨタカ	EN VU	冬冬冬迷夏迷夏冬夏夏夏夏夏
カッコウ目 ヨタカ目 アマツバメ目	クイナ科 カッコウ科 ヨタカ科 アマツバメ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ シロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バン ○ オオバン ホトトギス ツツドリ <u>ヨタカ</u> アマツバメ	EN VU	冬冬冬迷夏迷夏冬夏夏夏夏夏
カッコウ目 ヨタカ目 アマツバメ目	クイナ科 カッコウ科 ヨタカ科 アマツバメ科	<u>^</u> <u>^</u> <u> </u>	EN VU	冬冬冬迷夏迷夏冬夏夏夏夏冬留鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
カッコウ目 ヨタカ目 アマツバメ目	クイナ科 カッコウ科 ヨタカ科 アマツバメ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ クロハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バン オオバン ホトトリ <u>ヨタカ</u> アマツバメ ○ ケリ イカルチドリ	EN VU	冬冬冬迷夏迷夏冬夏夏夏夏冬留留鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
カッコウ目 ヨタカ目 アマツバメ目	クイナ科 カッコウ科 ヨタカ科 アマツバメ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クイナ クイハラクイナ <u>ヒクイナ</u> ツルクイナ バオバン ホトトリ ヨタカ アマツバメ 〇 ケリ イカルチドリ	EN VU	冬冬冬迷夏迷夏冬夏夏夏夏冬留留夏鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
カッコウ目 ヨタカ目 アマツバメ目	クイナ科 カッコウ科 ヨタカ科 アマツバメ科 チドリ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クロイナ クロハナ シロハナ シロハナ シンクイナ シンクイナ シンクイナ ツン スオートリ ヨタカ アマグリ ヘケリ イカチドリ コチドリ	EN VU VU	冬冬冬迷夏迷夏冬夏夏夏夏冬留留夏(鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
カッコウ目 ヨタカ目 アマツバメ目	クイナ科 カッコウ科 ヨタカ科 アマツバメ科 チドリ科	<u>ヘラサギ</u> <u>シマクイナ</u> クロイナ クロハナ シロハナ シロハナ シロハナ シンガー シンガー シンガー シンガー シンガー シンガー シンガー シンガー	EN VU VU	冬冬冬 迷夏迷夏冬夏夏夏夏冬留留夏(旅鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
カッコウ目 ヨタカ目 アマツバメ目	クイナ科 カッコウ科 ヨタカ科 アマツバメ科 チドリ科	<u>^</u>	EN VU VU	冬冬冬 迷夏迷夏冬夏夏夏夏冬留留夏(旅(鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥
カッコウ目 ヨタカ目 アマツバメ目	クイナ科 カッコウ科 ヨタカ科 アマツバメ科 チドリ科	<u>^</u>	EN VU VU	冬冬冬迷夏迷夏冬夏夏夏夏冬留留夏(鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥

	カモメ科	ユリカモメ	冬鳥
		○ ウミネコ	留鳥
		カモメ	冬鳥
		シロカモメ	冬鳥
		○ セグロカモメ	冬鳥
		○ オオセグロカモメ	冬鳥
		コアジサシ VU、国際希少	夏鳥
		クロハラアジサシ	迷鳥
'カ目	ミサゴ科	○ ミサゴ NT	留鳥
	タカ科	○ トビ	留鳥
		<u>チュウヒ</u> EN、国内希少	冬鳥
		ハイイロチュウヒ	冬鳥
		<u>ハイタカ</u> NT	留鳥
		<u>オオタカ</u> NT	留鳥
		○ ノスリ	留鳥
		ケアシノスリ	冬鳥
	- ) } ^\	クマタカ	留鳥
クロウ目	フクロウ科	コノハズク	夏鳥
		フクロウ	留鳥
		アオバズク	夏鳥
		トラフズク	冬鳥
` # b v b b	カワセミ科	コミミズク	冬鳥
ッポウソウ目	カワセミ科	○ カワセミ カーセミ	留鳥
いいより	<b>キツツキ科</b>	<u>ヤマセミ</u> アリスイ	留鳥 留鳥
ーツツキ目	キツツキ科	フリスイ コゲラ	留鳥 留鳥
		コグラ アオゲラ	留鳥 留鳥
トヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	
· 1 / 9 P	7 1 7 9 AT	アカアシチョウゲンボウ	迷鳥
		コチョウゲンボウ	冬鳥
		<u>ハヤブサ</u> WU、国内希少	留鳥
ズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ WU	
. / 1 / Н	モズ科	<u> </u>	
	27.41	アカモズ EN	夏鳥
		オオカラモズ	冬鳥
	カラス科	カケス	留鳥
	7.7	コクマルガラス	冬鳥
		○ ミヤマガラス	冬鳥
		○ ハシボソガラス	留鳥
		○ ハシブトガラス	留鳥
	キクイタダキ科	キクイタダキ	留鳥
	ツリスガラ科 シジュウカラ科	ツリスガラ	冬鳥
	シジュウカラ科	コガラ	留鳥
		○ ヤマガラ	留鳥
		ヒガラ	留鳥 留鳥
		○ シジュウカラ	留鳥
	ヒバリ科	○ ヒバリ	留鳥
		ハマヒバリ	旅鳥(冬鳥)
	ツバメ科	〇 ツバメ	夏鳥
		○ コシアカツバメ	夏鳥
	- 1011 AV	○ イワツバメ	夏鳥
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	留鳥
	エナガ科	○ エナガ	留鳥
	ムシクイ科	ムジセッカ	旅鳥(冬鳥)
		オオムシクイ DD	夏鳥
		メボソムシクイ	夏鳥
	ノンショチ	センダイムシクイ	夏鳥
	<u>メジロ科</u> センニュウ科	○ メジロ コキノセンニュウ	留鳥
	ピノニュリ科	マキノセンニュウ	夏鳥
	コンキ川利	シマセンニュウ ○ オオヨシキリ	旅鳥
	ヨシキリ科		夏鳥
	L 40		
	セッカ科 ムクドリ科	<u>○ とクル</u> ○ ムクドリ	

> 5 1. TV			# Á
ヒタキ科	○ シロハラ		冬鳥
	○ ツグミ		冬鳥
	ノゴマ		迷鳥
	ルリビタキ		留鳥
	○ ジョウビタキ		冬鳥
	○ ノビタキ		夏鳥
	○ イソヒヨドリ		留鳥
	コサメビタキ		夏鳥
	キビタキ		夏鳥
	オオルリ		夏鳥
イワヒバリ科	ヤマヒバリ		迷鳥
スズメ科	○ スズメ		留鳥
セキレイ科	ツメナガセキレイ		冬鳥
	〇 キセキレイ		留鳥
	<ul><li>ハクセキレイ</li></ul>		留鳥
	〇 セグロセキレイ		留鳥
	ビンズイ		冬鳥
	○ タヒバリ		冬鳥
アトリ科	アトリ		冬鳥
	○ カワラヒワ		留鳥
	マヒワ		冬鳥
	ベニヒワ		冬鳥
	ハギマシコ		冬鳥
	ベニマシコ		冬鳥
	アカマシコ		迷鳥
	シメ		冬鳥
	イカル		留鳥
ツメナガホオジロ			冬鳥
ホオジロ科	シラガホオジロ		迷鳥
.4.54 4	○ ホオジロ		留鳥
	ホオアカ		冬鳥
	コホオアカ		旅鳥(冬鳥)
	○ カシラダカ		冬鳥
	ミヤマホオジロ		冬鳥
	シマアオジ	CR、国内希少	夏鳥
	<u> </u>	NT	タ タ タ タ タ 自 留 鳥
	<u> </u>	111	冬鳥
	クロジ		冬鳥
	シベリアジュリン		ゃっ 旅鳥(冬鳥)
	○ オオジュリン		が
45科			<.₩
4017	1147里		

合計 (注)

1. データは、国土交通省豊岡河川国道事務所の既存調査結果及び今年度の現地調査結果に拠る。 2. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。

- 3. 種の指定等の要件は次の通りである。

18目

環境省レッドリスト2017

R現有レットラスト2017 CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB類、 VU:絶滅危惧Ⅱ類、 NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

- 天然記念物:文化財保護法による天然記念物 4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。 5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

#### イ. 獣類

	目	科	種または亜種	種の指定等	備考
1	モグラ	トガリネズミ	ジネズミ		
			コウベモグラ		
			<ul><li>○ モグラ科の一種</li></ul>		
	コウモリ	ヒナコウモリ	○ アブラコウモリ		
		コウモリ	○ コウモリ目の一種		
	ネコ	イヌ	○ タヌキ		
			○ キツネ		
		イタチ	○ テン		
			○ チョウセンイタチ		
			ホンドイタチ		
			イタチ属の一種		
		アライグマ	○ アライグマ		特定外来生物
		ジャコウネコ	ハクビシン		
	ウシ	イノシシ	○ ニホンイノシシ		
		シカ	○ ホンシュウジカ		
	ネズミ	ネズミ	○ ハタネズミ		
			○ カヤネズミ		
			○ アカネズミ		
			○ ドブネズミ		
		ヌートリア	○ ヌートリア		特定外来生物
	ウサギ	ウサギ	○ ノウサギ		
合計	6目	11科	16種		

(注)

- 1. データは、国土交通省豊岡河川国道事務所の既存調査結果に拠る。
- 2. 獣類の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB類、 VU:絶滅危惧Ⅱ類、

NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種天然記念物:文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。